

(2) 匿名組合契約による営業者の所得

問 24 匿名組合契約に基づいて営まれる組合事業に係る営業者は、当該組合事業に係る収入金額から匿名組合員に分配した利益を控除した後の金額を各種所得の収入金額としてもよいか。

答

匿名組合契約に基づいて営まれる組合事業に係る所得は、任意組合等の場合と異なり、匿名組合員に直接帰属せず、いったんは営業者に帰属することになる。

また、所得税法第 36 条は、各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額について、「別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（…………）とする」と規定しているところ、匿名組合契約による所得については、国庫補助金等の交付を受けた場合(所法 42)などとは異なり、「別段の定め」は存しない。

したがって、営業者については、いったん自己に帰属することになる金額を収入金額に算入することになり、匿名組合員に分配した利益を控除した後の金額を収入金額とすることはできない。

なお、営業者が匿名組合員に分配する利益の額は、当該営業者の当該組合事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することになる(所基通 36・37 共-21 の 2)。

【参考法令等】

所法 36、所基通 36・37 共-21 の 2